

## がん診療連携拠点病院及び地域がん診療病院の 指定に係る推薦について

がん診療連携拠点病院については、全国どこでも質の高いがん医療を提供することができるよう、がん医療の均てん化を目指し、整備が進められてきたが、今般、国において「がん診療連携拠点病院等の整備に関する指針」(以下「新指針」という。)が定められ、指定要件の見直しが図られた。

現行のがん診療連携拠点病院は、平成27年3月末日までの間に限り、指定を受けているものとみなすこととされているが、平成27年4月以降、指定更新や新規指定を受けるためには、新指針に基づく指定要件を充足していることを確認した上で、平成26年10月末日までに、県から国へ指定に係る推薦を行う必要がある。

平成	月 日	内 容
26 年	3月31日	旧指針による指定期間終了
	4月1日	新指針によるみなし期間開始
	7月8日	指定に関する意向調査
	8月11日	指定更新・新規指定を希望する病院へ 現況報告書(見込み)の提出依頼
	9月5日 ～30日	各病院の現地ヒアリング (指定要件の充足状況、充実度等)
	9月18日	指定更新・新規指定を希望する病院へ 現況報告書の提出依頼(10月3日締切り)
	10月28日	千葉県がん対策審議会での審議
	10月31日	県の「指定推薦書」・各病院の「現況報告書」の 国への提出締切り
27 年	2月頃	(国)がん診療連携拠点病院等の指定に関する検討会
	3月31日	新指針によるみなし期間終了
	4月1日	新指針による指定期間開始 ⇨ 指定期間:4年間又は1年間※ ※新指針で厳格化された人的要件を満たしていない場合、旧指針の 人的要件を満たしている場合に限り1年間の指定の更新を行う。